平成２４年（フ）第３３７号
静岡県熱海市上多賀203番地の９、前住所静岡県伊東市岡1344番地の125
債務者　植松　明子
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
静岡県沼津市中瀬町24番１号ケアホームコーポ狩野、住民票上の住所静岡県伊豆の国市宗光寺675番地の31
債務者　内田　篤敏
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９１４号
京都市左京区北白川下池田町72番地　北白川ロイヤルパレス302
債務者　佐藤こと　竹原　裕貴
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１６号
京都市南区久世殿城町575番地３　向陽グランドハイツ316号
債務者　大塚　章男
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５７号
京都市中京区壬生東土居ノ内町32番地１　ミブル30―302号
債務者　藤井　邦宏
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８８１号
堺市堺区北向陽町１丁２番17号
債務者　表野　俊介
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９０１号
堺市南区竹城台１丁１番３―616号
債務者　志倉　克也
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９０９号
堺市中区宮園町２番５―101号
債務者　西岡　　昇
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
福岡県行橋市行事２丁目５番50号　セントラルシャトーＣ棟３号
債務者　工藤　　浩
１　決定年月日時　平成24年10月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
北海道室蘭市日の出町２丁目30番５号
債務者　松田　良雄
１　決定年月日時　平成24年10月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４４７号
神奈川県小田原市小船1144番地　アーバンヒルズ302号
債務者　上田健一朗
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４７０号
神奈川県平塚市中原下宿1180番地の５
債務者　平原　　司
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４９３号
神奈川県秦野市菖蒲1118番地の１　ビューテラスⅡ101号
債務者　佐藤千保子（旧姓関）
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５１８号
神奈川県平塚市中原下宿1177番地の10
債務者　加藤　久男
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３４０号
新潟市西区五十嵐西27番３号、前住所新潟市北区早通南４丁目５番５号
債務者　布施　信治
１　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８０号
新潟市秋葉区山谷町２丁目５番８号　グリーンベールＡ202号室、住民票上の住所新潟市江南区天野１丁目25番15号
債務者　佐藤眞理子
１　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１０号
新潟市東区中山３丁目３番13号、前住所新潟市東区物見山３丁目11番13号
債務者　小林　ムツ
１　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
新潟地方裁判所民事部